

葉山町地域公共交通計画の計画期間について

1. 地域公共交通計画等の作成と運用の手引（国交省作成）

計画期間は、原則として5年程度。ただし、計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定も可能。

2. 計画策定自治体の計画年数比較

自治体名		葉山町（案）	大和市	海老名市	大井町
交通計画	始期	令和7年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
	終期	令和14年度	令和10年度	令和13年度	令和8年度
	年数	8年間	7年間	10年間	5年間
総合計画	始期	令和7年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	終期	令和22年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	年数	16年間	10年間	10年間	10年間
都市計画 マスタープラン	始期	平成28年度	令和3年度	令和元年度	平成29年度
	終期	令和7年度	令和22年度	令和20年度	令和17年度
	年数	10年間	20年間	20年間	19年間

3. 葉山町地域公共交通計画の計画年数（案）

- ・令和7年度から令和14年度までの8年間としたい。
- ・計画期間内においても必要に応じて見直し、修正を行うこととする。

理由

1. 総合計画の計画期間のうち、前半の1期及び2期の期間に合致しているため、改定時には総合計画を踏まえた内容としやすい。
2. 町長任期と1年ずらすことで、改選時に柔軟な対応が可能。
3. 計画策定後、ゼロから立ち上げる事業、または調整が必要な事業が多く、4～5年では結果を評価しづらい。